

2025 年 10 月 1 日

各 位

会社名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎
(TEL. 03-6262-1256)

〔経過開示〕株主により開催される臨時株主総会に関する当社の見解の提出のお知らせ〕

当社は、2025 年 9 月 30 日開催の臨時取締役会において、臨時株主総会開催請求を行った中谷宅雄氏より、2025 年 9 月 26 日に先方の代理人を通じて、当社の代理人あてに、株主主導で行われる臨時株主総会の議案に対する当社取締役会の意見を招集通知に記載することを希望する場合は提出するよう要請があったため、当社の見解を作成し、それを決議致しました。これは添付の通り「臨時株主総会に関する当社の見解」として、代理人を通じて中谷宅雄氏に対して提出いたしましたので、ここにお知らせいたします。

- ・当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する調査委員会による調査結果については、準備出来次第速やかに適時開示いたします。
- ・別紙の「株主により開催される臨時株主総会に関する当社の見解」で虚偽申告が「約 350 件」とあります。調査委員会による中間報告書でこの件数の明記はございませんが、現時点の当社の調査で判明している件数を記載しております。
- ・「総額 400 万円を超える」は上記中間報告書でも記載がありますが、まだ疑義があるとの段階であるため、最終報告書で確定いたします。

以 上

株主により開催される臨時株主総会に関する当社の見解

1 当社の見解として

当社としては本件議題にはいずれも反対であります。

解任理由には合理性がなく、新任候補者の経営方針や適格性が不透明であり、さらに、重大な不祥事が指摘される人物を経営に残そうとするもので、株主共同の利益を害することは明らかであると判断します。

2 解任事由が不合理であること

まず、株主提案にかかる取締役の解任理由は、単に業績が赤字であったことと、前回の定時総会の基準日後に株主構成が変わったことを理由としておりますが、全く合理的ではありません。

確かに当社の業績は6期連続赤字ですが、2023年9月に代表取締役が交代後の方が赤字の改善は顕著です。また、昨年度の特別損失の原因であった訴訟損失引当金 61,590 千円については、高裁での逆転勝訴により全額組み戻しとなっております。基幹システムAPOSのソフトウェア仮勘定 22,800 千円的全額減損処理についても、インコントロール社（代表取締役川井博司氏）との取引を見直すことで改善を図る見通しでした。

本件議題では、旧代表取締役の解任を求めず、逆に改善に取り組んできた現経営陣の大半を解任対象としています。これは論理的に矛盾しています。

四倉取締役にはたっては、就任したばかりであります。

3 新任取締役候補に関する不透明性

また、新任の取締役については、中谷氏を通じて面談を求め、経営方針の開示を求めましたが拒否をされており、新経営陣の経営方針も全く明らかにされませんでした。株主の皆様に対して情報提供を行うために取締役の適性を判断することを目的とした面談を拒否すること自体、株式上場企業の取締役としての適性を欠くものと判断せざるを得ません。

よって、株主提案の議案は当社の今後の事業活動につき、一切不明の状態であり、当社としては受け入れられるものではありません。

当社の現経営陣は、当社中期経営計画、それに伴う事業計画及び成長可能性に関する事項（これは東京証券取引所グロース市場企業にその開示を課せられているものです）を策定し、その計画に沿って事業活動に取り組み、成果を上げてきました。

新任取締役候補は、その中期経営計画と比較可能な事業計画を株主の方々にお示しし、その是非を問う必要があると考えますが、一切情報提供がされませんでした。本件議題により解任対象とされていない役員の一人名は、他の候補者と全く接触がないため、その後の会社の経営をどのようにする意向か分からず、困惑している状況です。

特に、インコントロール社については、高額な発注が継続され、監査法人の指摘によりソフトウェア仮勘定を毎年全額減損処理していたことから、当社が同社に対する発注を絞っ

た経緯がございます。そのインコントロール社の川井氏を取締役として選任することは、重大な利益相反リスクが伴うものですが、この点の質問に対しても一切の合理的な回答はありませんでした。

当社は中谷氏からの臨時株主総会開催請求につき、少数株主の権利を尊重する観点から、その開催について真摯に取り組むことを前提に対応して参りましたが、解任事由に合理的な説明がないばかりか、株主の皆様が選択する場合の情報すら開示を拒否され、かかる株主提案は、株主の共同の利益に反すると判断し、開催を一旦延期することとした次第です。

4 元代表取締役の不祥事リスク

さらに重大なのは、本件議題により実際に経営を担うことになると見込まれる人物について、当社調査委員会が、中間報告書において、同人物の経費の流用について、特別背任に該当する行為や善管注意義務違反を認定している点です。さらに、赤字が続いている当社の売上規模・収益状況に比して明らかに過大な取引に関する内示書を取締役会の承認や稟議手続すら経ないで提示したことについて、重大なコンプライアンス違反があり、同人には取締役解任事由があると結論づけている点です。さらに、今回の調査対象以外にも約 350 件、総額 400 万円を超える虚偽申告による資金の詐取が判明し、継続的な調査を行うこととなっております。

このような人物を経営陣に残すことは、会社の信頼と株主価値を著しく毀損するものであり、全く受け入れがたいものです。

また、今回の株主提案において丸山氏と並んで解任請求されなかった石塚監査等委員取締役は事前にも、事後にも中谷氏側から一切のコンタクトはなく、自分だけが解任請求されていないことにつき、非常に困惑していることを当社取締役会に書面を提出しております。また、自らが調査委員会のメンバーとして「当社元代表取締役、現取締役による不法行為に関する調査」を行った者として、同人と並んで取締役として業務を行うことは出来ないことと、また、新任取締役候補とのコンタクトもなく、今後の経営につき全く不明の状態では監査等委員取締役としての業務を継続することは当然出来ないとの理由から、株主提案は受け入れられないとの意思も表明されておりますことを申し添えます。

5 まとめ

このように、本件議題は、選解任後の当社の経営を混乱させることは明らかであり、株主の共同利益を毀損するものであることは明白ですので、当社は、全議案に反対いたします。

以上